

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 20 日現在

機関番号：10101
研究種目：基盤研究(B) (一般)
研究期間：2012～2015
課題番号：24330025
研究課題名(和文) 私法の国際的統一の研究：統一作業の『失敗の本質』とその克服のための理論構築

研究課題名(英文) A Study of International Unification of Private Law: Overcoming the "Essence of Failure"

研究代表者
曾野 裕夫 (SONO, Hiroo)
北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60272936
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際的な私法統一作業は必ずしも成功していないとの認識に立ったうえで、その「失敗の本質」を解明し、「成功する法統一の条件」を理論化することを課題とするものであった。私法統一活動についての包括的なデータ集成・分析を行ったうえで、私法統一のもたらす付加価値の分節化や、付加価値の獲得実績を基準とした「成功の条件」の各論的な仮説提示を行った。また、法統一と国民国家、法伝統、文化、社会正義の緊張関係も織り込んだ「成功の条件」を探究した。これらの作業から、私法「統一」という視点の不十分さが明らかとなったため、現在は、研究計画を再編・拡充して後継プロジェクトでの研究を推進している。

研究成果の概要(英文)：Based on the recognition that international unification of private law has not always been successful, and by focusing on failed attempts, this research project aimed to identify "conditions of success". One milestone of this project is a comprehensive collection and analysis of uniform law data. That empirical analysis allowed this project to articulate the various potential values created by uniform law instruments. In turn, that articulation led to the revelation that the widely held belief that the value of uniform law is in the removal of legal barriers to international trade is often too simplistic and constrictive. In addition, consideration of the tension between unification on the one hand and locally shared legal tradition and cultures on the other highlighted the recent change in the focus of unification efforts from harmonization to modernization. This project is succeeded by a broadened research of international making of private law rules beyond "uniform law".

研究分野：民法・国際取引法

キーワード：私法統一 私法統一の付加価値 地域的法統一 条約の実施 条約の改廃

1. 研究開始当初の背景

(1) 国境を越える取引にとって、適用される法の内容が国家単位で異なること——国際私法の伝統的アプローチによれば、国家単位で制定される国家法のいずれかが準拠法に指定される——は、取引の円滑な展開にとって障害となる。この障害を除去すべく 20 世紀初頭から本格化しはじめた「私法の国際的統一」に向けた作業は、グローバル化の進展にともない、21 世紀に入りますますます活発化している。法統一の手法は多様でありうる。法統一文書 (uniform law instrument) によるものだけでも、条約、モデル法、立法ガイドなどのハードローや、契約原則などのソフトロー等々がありうる。これらのうち、条約による法統一を例にとれば、一方で、146 か国の締約国を擁する「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(NY 条約)、締約国数 102 か国の「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(モントリオール条約)、締約国数 77 か国の「国際物品売買契約に関する国連条約」(CISG) のように、実効的な法統一を達成していると評価しうるものもある (締約国数はいずれも研究開始当時のもので、2016.5.1 現在では NY 条約は 156 か国、モントリオール条約は 119 か国、CISG は 84 か国にそれぞれ増加している)。しかし、他方で、(i)採択にいたらない条約、(ii)採択されても発効にいたらない条約、(iii)発効しても締約国数が少数にとどまっている条約の方がむしろ多い。また、(iv)締約国数が多くてもその「実施」——本研究では、条約・モデル法等の国内法化などの「国内の実施」に加えて、各国における司法・行政等によるその運用も含める——において統一性が切り崩されることはあるし、(v)その規律内容が技術の進歩に対応できずに時代遅れとなる耐用年数切れの条約もある。

(2) この現状認識から出発して、その「失敗の本質」を解明し、そこから「成功する法統一の条件」を理論化することは喫緊の実践的課題であると考えられた (現在においてもそうである)。上記のような問題意識は、研究代表者及び研究分担者のこれまでの研究活動のなかで危機感を伴いながら醸成されてきたものである。すなわち、この研究グループのメンバーは、従来より売買、担保、運送、紛争解決などの個別分野における法統一について、①法統一文書の実定法学的研究、②法統一作業についての理論的研究を行うとともに、③国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)、私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国際海事機関 (IMO) などにおける法統一作業の「現場」にも関与してきた。そのような知見と経験に基づいて、統一作業の「失敗」について個別分野ごとに検討するだけでなく、より総合的・一般的な視点で検討を加える必要があるという一致した

認識から、本研究は計画された。

2. 研究の目的

私法の国際的統一作業には実効的な法統一にいたらない「失敗例」が多いという現状認識からは、その「失敗の本質」を解明し、「成功する私法統一の条件」を理論化することが、今後ますますその重要性を増すであろう私法の国際的統一の要請に応えるために不可欠である。そこで、経験的・実証的な研究、及び、法統一の正当性に関する基礎理論的研究の 2 つのアプローチから「成功する法統一の条件」について、法統一の「現場」に携わった研究者が共同で「経験に裏打ちされた」理論構築を行うことが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、次の 2 つのアプローチから、「成功する私法統一の条件」をさぐった。

① 具体的・実証的アプローチ

貿易取引に密接にかかわる 4 つの個別法分野 (売買・担保・運送・紛争解決) を中心に、法統一の達成がどのように失敗するのかについてのメカニズムを具体的・実証的に検証し、「成功する法統一の条件」を解明する。

その際の分析枠組みとして、法統一文書の 4 つの時的フェーズ——「作成」、「実施 (拘束力付与)」、「実施 (運用)」、「改廃」——について自覚的な分析を行った。私法統一の研究において、文書の「作成」フェーズだけでなく、「実施」「改廃」のフェーズを意識的にとらえることは、本研究の特色である。

また、法統一文書の書類も、私法統一一条約やモデル法、立法ガイドなどのハードローを志向するものばかりでなく、ソフトロー形式の原則など、多様である。これらの手法の違いにも注目した。

② 正当化理論アプローチ

法統一の正当化理論として、第 1 に、法統一による「法の多様性の喪失」(法制度間競争の喪失) と「法統一作業の私物化 (privatization)」に対する批判が繰り返されていることから、これらについて理論的検討を行った。

第 2 に、地域的法統一も活発に行われているが、これは、グローバルな法統一と緊張関係に立ちうる作業である。そこで、地域的法統一とグローバルな法統一のそれぞれの正当性はいかに獲得しうるかを理論的に検討する。なお、ヨーロッパにおける地域的法統一についてはこれまでも先行研究の蓄積が豊富であることから、研究が手薄なアジア・アフリカ・米州における地域的法統一の研究にひとまず重点を置いた。

(2) シンポジウム等

研究成果を世に問うシンポジウム等としては、第2年目に平成25年度に日本私法学会ワークショップ「私法統一のもたらす価値」(平成25年10月12日)、第3年目には総括的な国際カンファレンス「CISG採択35周年記念カンファレンス 国際物品売買契約に関する国際連合条約とアジアの契約法 (Celebrating the 35th Anniversary of the CISG: United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)」(平成27年3月11日)を開催した。

4. 研究成果

上記3における2つのアプローチによって、次のような研究成果を得た。なお、本研究は、当初計画では平成24年度～平成27年度の4か年の研究期間を予定していたが、平成27年度からは前年度申請によって基盤研究(A)として拡充・再編して実施している。したがって、以下では、平成26年度までの成果のうち、主要なものについて報告する。

(1) 私法統一の現状と課題

私法統一活動の現状を正確に把握するための基礎調査を行い、類書のない単行書として刊行した(図書7)。同書は、「分野別編」と「機関別編」の2部構成で、私法統一の現状と課題を概観するものである。「分野別編」でとりあげた分野は、売買・一般契約法、担保取引、海事・航空、金融・証券取引、紛争解決である。「機関別編」では、私法統一活動を担う機関別に、それぞれの歴史的展開と概要をまとめる作業を行った。機関として取り上げたのは、ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、国際海事機関(IMO)、万国海法会(CMI)、国際民間航空機関(ICAO)、国際商業会議所(ICC)、国連貿易開発会議(UNCITAD)等である。

この著書は、私法統一活動の現状についての丹念な調査を行ない、基礎資料を学界に提供したものとイえる。

なお、『UNIDROIT 国際商事契約原則2010』の翻訳出版(図書8)も、私法統一活動の現状の周知として位置づけることができる。

(2) 「実施」「改廃」フェーズの研究

上記の著書は、主に「作成」のフェーズに重点をおいたものであったが、本研究では、「実施」と「改廃」のフェーズについても検討を加えた。

「実施」フェーズに焦点をあてたものとしては、アジア太平洋地域における条約の受容を検討した研究成果として、第1に、ロッテルダム・ルールズに関する図書3、5と、油濁汚染に関する雑誌論文2がある。後者は、「改廃」フェーズにも触れる。

また、2015年3月に開催した国際カンファ

レンス「CISG採択35周年記念カンファレンス 国際物品売買契約に関する国際連合条約とアジアの契約法 (Celebrating the 35th Anniversary of the CISG: United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)」(平成27年3月11日)では、日本を含むアジア地域におけるCISGの利用や採択状況を素材として、私法統一が付加する価値とは何か、「失敗の本質」は何かについて、国内外の研究者、法整備支援機関、UNCITRALと連携した議論を行ない、これまでの研究成果の一端を開示するとともに、今後の研究の展開につながる新たな知見を得た。

また、法統一文書は、条約であってもモデル法のように国内立法の指針として作用することがある。この観点から、日本の債権法改正に対する法統一文書の影響を論じた図書11、学会発表2、12、19、20がある。

(3) 私法統一の付加価値と成功の条件

私法統一の「成功」「失敗」は、単に締約国数の多寡だけでは図ることができないとの観点から、その評価手法を検討する必要がある。この点については、法統一文書の有する「付加価値」に着目する必要があると考え、付加価値の分節化に取り組んだ。その結果、単に法の統一による取引コストの削減という、従来いわれてきた付加価値にとどまらない、多様な付加価値がありうるとの見通しを得た。その中間的な報告として、学会発表7、17がある。

国際機関による近年の担保法改革についての政策評価の視点を示す図書9や、雑誌論文4は、ケーススタディに基づいて、法統一の「成功の条件」を検討する。

(4) グローバルな法統一と地域的法統一の緊張関係

平成26年度に行った聞き取り調査等をふまえて、アフリカの地域的法統一に関して学会発表5を行った(これを敷衍してまとめた3部作を、平成27年度に公刊した)。アフリカの地域的法統一のような経済政策として法統一(法の現代化)や、「国民国家の法」に対抗するものとしての国際的・地域的法統一に対する、文化や社会正義の観点からの批判をふまえて、受け入れられる法統一の処方箋を示した(図書6)。

(5) 限界と再編成:「私法統一」の先へ

以上のとおりの研究成果を出しつつも、本研究には限界があることも明らかとなった。すなわち、国際的な私法ルールについて、個別具体的な事実を積み重ねる具体的・実証的な調査研究を進めるなかで、国際的な私法秩序形成という現象をとらえるには、「私法統一」という視座だけでは一面的であり、より複眼的な視座に立った分析が必要であるとの認識を共有するにいたった。

具体的には、いわゆる「私法統一」という営為の想定していた以上の多様性・複雑性や、なお検討を要する事項の存在が明らかとなった。例えば、①いわゆる「私法統一」は「統一」に主眼があるものばかりではなく、例えば一国単位では対処しきれないグローバルな法的課題について法の空白地帯があり、それを埋めるために国際的な私法秩序が形成される現象（例、タンカー事故による油濁汚染）がみられ、そこでは私法と公法を截然と区別しにくい制度設計も行なわれていることが明らかとなった。すなわち、「私法統一」という切り口では、国際社会において進められている私法ルール形成活動を単純にとらえ切れないことを明らかにした。

また、②地域的法統一については、当初計画においては欧州における法統一については学界に研究の積み重ねがあることから、直接の検討対象からはずしていたものの、欧州域内における法統一活動は、歴史的にも又他地域における法統一活動に多大な影響を与えており、本研究の視点に即して改めて検討しなおす必要があることが明らかとなった。そのため、当初の研究計画を遂行するだけでは、実効的な「私法統一」のための理論構築は困難であり、早急に研究計画及び研究組織を再編する必要が生じた。

そこで、平成 27 年度からは、研究を再編して、平成 27 年度～平成 30 年度までの研究期間で、国際的な私法秩序形成活動の多様性・複雑性に即した研究を進めている（基盤研究 (A)「国際的な私法秩序の実効的形成のための理論構築：「私法統一」の先へ」）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 21 件）

1. 曾野裕夫・藤田友敬「ワークショップ私法統一のもたらす価値」、私法 76 号、P.120-122、2014、査読無
2. 藤田友敬「統一私法条約の実施——国際油濁補償基金を例に——」、北大法学論集 65 巻 2 号、P.105-132、2014、査読無、<http://hdl.handle.net/2115/56656>
3. 小塚莊一郎「航空機による地上損害の条約から見た統一私法の『成功の条件』」、学習院大学法学会雑誌 50 巻 1 号、P.461-484、2014、査読無
4. 高杉直「国際商事仲裁における仲裁判断の準拠法—仲裁法 36 条に関する覚書—」、同志社商学 65 巻 5 号、P.599-616、2014、査読無、<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/16285/017065050009.pdf>
5. 森下哲朗・沖野眞巳・曾野裕夫「私法統一の現状と課題（8・完）国際商業会議所（ICC）、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）等」、NBL 1009 号、P.69-79、

2013、査読無

6. 藤田友敬・小塚莊一郎「私法統一の現状と課題（7）国際海事機関（IMO）、万国海法会（CMI）、国際民間航空機関（ICAO）」、NBL 1007 号、P.69-77、2013、査読無
7. 曾野裕夫「私法統一の現状と課題（6）ハーグ国際私法会議・UNIDROIT・UNCITRAL」、NBL 1006 号、P.52-62、2013、査読無
8. 高杉直「私法統一の現状と課題（5）紛争解決」、NBL 1003 号、P.66-72、2013、査読無
9. 森下哲朗「私法統一の現状と課題（4）金融・証券取引」、NBL 1002 号、P.57-64、2013、査読無
10. 藤田友敬・小塚莊一郎「私法統一の現状と課題（3）海事・航空」、NBL 1001 号、P.54-62、2013、査読無
11. 沖野眞巳「私法統一の現状と課題（2）担保取引」、NBL 999 号、P.58-66、2013、査読無
12. 曾野裕夫・高杉直「私法統一の現状と課題（1）売買・一般契約法」、NBL 998 号、P.12-19、2013、査読無
13. 藤田友敬「万国海法会第 40 回国際会議（北京国際会議）について」、海法会誌復刊 56 号、P.5-12、2013、査読無
14. 藤田友敬「万国海法会の将来：来たるべき数十年」、海法会誌復刊 56 号、P.199-214、2013、査読無
15. 家田崇・久保大作・小塚莊一郎「鉄道運送法の現代化」、NBL995 号、P.18-26、2013、査読無
16. 松岡博・高杉直「日本の国際裁判管轄に関する新規定」、Korea Private International Law Journal 18 号、P.333-355、2013、査読有
17. 高杉直「国際ビジネス取引と国際裁判管轄権—日本の 2011 年法の紹介と検討」、*Dong-A Journal of International Business Transactions Law*, Vol.6, pp.41-72、2012、査読有

〔学会発表〕（計 27 件）

1. SONO, Hiroo, “Comments,” Celebrating the 35th Anniversary of the CISG: United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods and Contract Law in Asia (Sanjo Conference Hall, University of Tokyo, Tokyo, Japan), 2015. 3.11
2. SONO, Hiroo, “Harmonization in Asia,” CISG Basel Conference 2015: 35 Years CISG and Beyond (University of Basel, Basel, Switzerland), 2015.1.30
3. SONO, Hiroo, “Secured Transaction in Japan,” Second Pacific Rim Colloquium on Economic Development and the Harmonization of Commercial Law

- (pre-recorded presentation) (Shanghai University of International Business and Economics, Shanghai, China), 2015.1.9
4. TAKASUGI, Naoshi, “E-Commerce Law and the Prospects for Uniform E-Commerce Rules on the Privacy and Security of Electronic Communications,” Second Pacific Rim Colloquium on Economic Development and the Harmonization of Commercial Law (Shanghai University of International Business and Economics, Shanghai, China), 2015.1.9
 5. 小塚莊一郎「アフリカにおける経済統合と私法統一」、日本国際経済法学会第24回研究大会(西南学院大学、福岡市)、2014年11月1日
 6. FUJITA, Tomotaka, “The Rotterdam Rules in the Asian Region,” UNCITRAL-UM Conference: Trade Development through the Harmonization of Commercial Law (University of Macau, Macau, China), 2014.10.17
 7. SONO, Hiroo & OKINO, Masami, “Does Unification of Private Law Add Value?,” the 6th Transnational Commercial Law Teachers' Conference (ELTE Faculty of Law, Budapest, Hungary), 2014.10.16
 8. KOZUKA, Souichirou, “The Tradition of Private Law Unification in the Context of Modern Asia: Lessons from the Projects for the European Private Law,” the 6th Transnational Commercial Law Teachers' Conference (ELTE Faculty of Law, Budapest, Hungary), 2014.10.16
 9. 高杉直「グローバル・ガヴァナンスと国際不法行為法の位相—ATS と米国における国際不法行為法」、国際法学会2014年度(第117年次)研究大会(朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター、新潟市)、2014年9月21日
 10. SONO, Hiroo, “Secured Transactions Law Reform in Japan's "Lost Decades",” 2014 UNCITRAL South Asia Seminar (Hilton Colombo, Colombo, Sri Lanka), 2014.9.19
 11. FUJITA, Tomotaka, “The Role of Arbitrators and the Possibility of a Genuine Arbitral Case Law: A Comment,” The Maritime Arbitration Roundtable: The Continued Development of Shipping Law: The Role of Arbitration (Centre for Commercial Law Studies, Queen Mary Collage, University of London, London, Britain), 2014.7.8
 12. SONO, Hiroo, “The Impact of the CISG in Asia: with Special Reference to Japan and PACL,” UNISA Conference “The Use of UNCITRAL Instruments to Promote Regional Harmonization” (Intundla Lodge, Dinokeng, South Africa), 2014.5.26
 13. スターレイ, マイケル・藤田友敬「Rotterdam Rules に関する米国の最新動向」、一般社団法人・日本海運集会所特別講演会(海運クラブ、東京都千代田区)、2013年12月16日
 14. MORISHITA, Tetsuo, “Japanese Reception and Implementation of the Securities Conventions,” Transnational Commercial Law, 5th Teaching Conference (Kyushu University, Fukuoka, Japan), 2013.10.21
 15. SONO, Hiroo, “Reconsidering the Boundaries of Contract and Tort: The Function of Article 5 CISG,” Conference: Unification of International Trade Rules in the Age of Globalization: China and the World (Tsinghua University, Beijing, China), 2013.10.19
 16. TAKASUGI, Naoshi, “Economic Development through Commercial Law in Japan,” Pacific Rim Colloquium: Economic Development and Harmonization of Commercial Law (Universidad Mayor, Santiago, Chile), 2013.10.18
 17. 曾野裕夫・藤田友敬「私法統一のもたらす価値」、日本私法学会第77回(2013年度)大会・ワークショップA(京都産業大学、京都市)、2013年10月12日
 18. TAKASUGI, Naoshi, “International e-Commerce: Dispute Resolution,” Korean Academy of International Commerce (Chung-Ang University, Seoul, South Korea), 2013.6.8
 19. SONO, Hiroo, “National Initiatives for Contract Law Reform: National Report: Japan,” UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific Expert Group Meeting on Contract UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific Expert Group Meeting on Contract Law Reform (Songdo Convensia, Incheon, South Korea), 2013.2.26
 20. SONO, Hiroo, “CISG as a Catalyst for Law Reform: The Case of Japan,” Villanova Law Review Norman J. Shachoy Symposium “Assessing the CISG and Other International Endeavors to Unify International Contract Law: Has the Time Come for a New Global Initiative to Harmonize and Unify International Trade?” (Villanova Law School, Villanova, Pennsylvania, USA), 2013.1.18
 21. FUJITA, Tomotaka, “Shipper's Obligations --- How will this affect the Industry and Insurance,” Nordic Countries and the Rotterdam Rules (Stockholm Waterfront Congress Center, Stockholm, Sweden), 2012.11.22
 22. SONO, Hiroo, “The Function of Article 5 CISG: Revisiting the Boundaries of Contract and Tort,” Arbitrators and Mediators Institute of New Zealand

(AMINZ) Conference “Global to Local” (Te Papa, Wellington, New Zealand), 2012.8.3

23. FUJITA, Tomotaka, “Japan: National Report,” International Academy of Comparative Law (National Taipei University, Taipei, Taiwan), 2012.5.25

〔図書〕(計 14 件)

1. FUJITA, Tomotaka, “Shipper's Obligations,” SCHELIN, Johan, STURLEY, Michael F., HONKA, Hannu, FUJITA, Tomotaka, VAN DER ZIEL, Gertjan, ROSAEG, Erik & RASMUSSEN, Uffe Lind, *Talks on the Rotterdam Rules* (Poseidon Foerlag), pp.31-52, 2015
2. 野村 明美・高杉直・久保田隆【編】『ケーススタディー国際関係私法』(有斐閣)、P.1-263、2015
3. FUJITA, Tomotaka (ed.), *The Rotterdam Rules in the Asia-Pacific Region* (Shoji-homu), pp.1-354, 2014
4. FUJITA, Tomotaka, “The Commercial Code in Japan,” Wen-Yeu Wang (ed.), *Codification in East Asia: Selected Papers from the 2nd IACL Thematic Conference* (Springer), pp.121-130, 2014
5. 藤田友敬【編著】『アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ』(商事法務)、P.1-439、2014
6. 小塚 莊一郎「法の統一と『国民国家の法』—ヨーロッパ私法が私法統一に対して提起する問題」、飯田秀総・小塚 莊一郎・榊素寛・高橋美加・得津晶・星明男【編】『商事法の新しい礎石—落合誠—先生古稀記念』(有斐閣)、P.499-528、2014
7. 曾野裕夫・沖野眞己・藤田友敬・小塚 莊一郎・森下哲朗・高杉直『別冊 NBL・私法統一の現状と課題』(商事法務)、P.1-97、2013
8. 私法統一国際協会【著】内田貴・曾野裕夫・森下哲朗・大久保紀彦【翻訳】『UNIDROIT 国際商事契約原則 2010』(商事法務)、P.1-348、2013
9. 小塚 莊一郎「国際機関による担保法改革の論理」、小出篤・小塚 莊一郎・後藤元・潘阿憲【編】『前田重行先生古稀記念 企業法・金融法の新潮流』(商事法務)、P.571-604、2013
10. 曾野裕夫「ウィーン売買条約(CISG)と債権法改正」、日本国際経済法学会【編】『国際経済法講座Ⅱ：取引・財産・手続』(法律文化社)、P.322-341、2012
11. 高杉直「外国会社をめぐる準拠法問題と外国会社に対する規制」、日本国際経済法学会【編】『国際経済法講座Ⅱ：取引・財産・手続』(法律文化社)、P.123-137、2012

〔その他〕

<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~sono/cisg/index.ht>

ml

<http://www.tfujita.j.u-tokyo.ac.jp>

6. 研究組織

(1)研究代表者

曾野 裕夫 (SONO, Hiroo)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60272936

(2)研究分担者

藤田 友敬 (FUJITA, Tomotaka)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：80209064

森下 哲朗 (MORISHITA, Tetsuo)
上智大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80317502

小塚 莊一郎 (KOZUKA, Souichirou)
学習院大学・法学部・教授
研究者番号：30242085

沖野眞己 (OKINO, Masami)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：80194471

高杉 直 (TAKASUGI, Naoshi)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：60243747